

# 第4回奥尻町議会定例会

令和2年12月15日開会された「第4回奥尻町議会定例会」で次の事項について審議し、いずれも原案どおり可決されました。

專決処分

- ## ●工事請負契約の変更について

旧奥尻小学校解体工事について、概数により契約していた、解体数量、発生材処分数量が確定し、精算設計を行い、請負金額を変更しました。

## ●職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例

人事院給与勧告に基づく  
国家公務員の給与改定に準  
じ、本条例の一部を改正し  
ました。

## ●町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の給料表の適用を受けない特別職の期末手当は一般職の期末・勤勉手当に準じて支給していますが、

## ●医師の給与等に関する条

- ## 例の一部を改正する条例

一般職の給料表の適用を受けない医師職の勤勉手当は一般職に準じて支給していますが、人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の改正に伴い、一般職と同率の支給率とするため、本条例の一部を改正しました。

補正予算  
(一般会計)

## ●令和2年度奥尻町一般会計補正予算（第8号）

歳入歳出予算の総額から  
それぞれ3916万6千円  
額を減額し、歳入歳出予算総  
額を48億2631万4千円  
としました。

## ●奥尻町パートタイム会計

# 条例の一部を改正する条例

## 一般職の給料表の適用を 受けないパートタイム会計 年度任用職員の期末手当は 一般職期の期末手当に準じ 承認

## 法人事業税交付金 〔歳入〕

43万9千円



# 一般質問

令和2年12月15日に「第4回奥尻町議会定例会」が開会され、1名の議員から一般質問がありましたので、その質疑応答の概要について紹介します。

## 一般質問



制野 征男 議員

### 新型コロナウイルス感染症対策は

#### 質問

島内で新型コロナウイルス感染者が発生し、島外医療機関等に搬送され、島民の間に不安が高まっています。濃厚接触者の拡大による新たな感染への懸念、公共工

事の増加が予定されている実態から、PCR検査機の導入や感染予防を含めた町の対応を問います。

在宿泊している町外事業者や今後の宿泊者に対し、注意喚起をお願いするチラシを配付していただくこととしました。



感染者を搬送するため奥尻港へ入港

### 感染予防の徹底を要請

#### 町長答弁

今回は町職員からも多くの感染者が発生し、役場本庁をはじめ閉鎖することになりました、町民に不安とご不便をおかけしました。

収束が見えた時期には町民に対して、私のメッセージを発信していくかと考

えています。

建設事業者に対する感染予防策であります。事業所には、事業発注者である国等をとおして、また、奥尻町建設業者には、元請、下請業者に対しても、「感染予防の徹底」を要請したところです。

また、各旅館等から、現実の宿泊している町外事業者や今後の宿泊者に対し、注意喚起をお願いするチラシを配付していただくこととしました。

## 質問

### 新婚補助制度の条例制定を

政府は来年度から新婚世帯に対する現行の補助金を倍増しますが、自治体の条例制定が必要であることがあります。

町として条例制定の有無や、来年度から実施する考えはありますか。

### 現状を踏まえ検討

#### 町長答弁

結婚新生活支援事業は、内閣府の少子化対策の一つとして、新婚世帯の新生活費用を支援する制度ですが、実施については各市町村に委ねられております。来年度から婚姻年齢及び所得等、補助額が拡大しますが、本町の現状を踏まえ

て、検討していきたいと考  
えております。



## 効果ある執行を急ぎた い

### 町長答弁

地方創生臨時交付金における実施計画として提出したものでは、宿泊事業を営む施設での「密」になる環境の場面が多くなることや、利用者ニーズに合わなく、「密」の状況や原因物質の飛散の共有を避けるための空間を確保してもらうための改修費用に対しての助成です。

## 教員の変形労働制の導入に民主的な協議を

### 質問

新型コロナウイルス感染症対応のため、新生活様式対応支援事業が予算化されていますが、島内における飲食店や宿泊施設等に感染対策に必要な施策が急がれており、速やかな対応が必要ではないでしょうか。



## 見切り発車せず、慎重 に対応

### 教育長答弁

今年度は、新型コロナの影響で各学校は極めて異例な学校運営を強いられており、この制度については、校長会等へは一般的な通知のみで、意見交換や考え方等については、まだ時間を要するものであり、直ちに導入することは考えておりません。

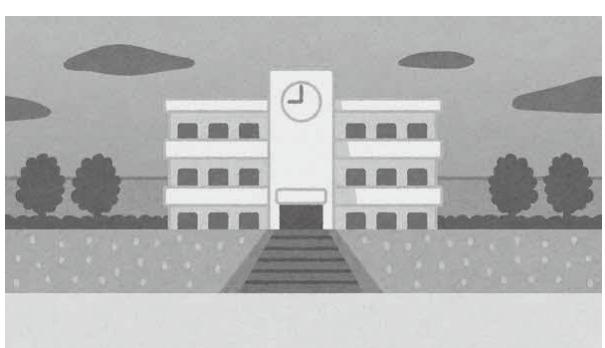
この制度は学校の働き方改革を推進する一つの選択肢であり、これを活用すること自体で、勤務時間を縮減できるものではないと考

えています。

校長会等の考え方や意見交換で議論を深めるとともに、見切り発車はせず、他市町村等の動向も参考に慎重に対応してまいります。

働き方改革の一環として成立した法案から道教委は道議会に関連する条例案を提案しています。

この条例案が成立すれば各教育委員会の判断で導入できることから、町教育委員会の方針や勤務時間の縮減などを問います。



組みが重要と考えています。本制度の導入に当たっては、業務の削減を前提とする必要があり、上限時間が厳守されていることが、導入の要件であり、現在も管理職が毎日勤怠管理を行っています。